

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

ローン控除の控除限度額10万円拡大

Q：ローン控除が拡大されると聞いたのですが、本当でしょうか。

A：6年間の控除限度額の合計が10万円拡大されます。

【解説】

政府が4月に発表した総額16兆円にのぼる過去最大の「総合経済対策」における税制上の措置では、特別減税の追加が大きくクローズアップされていますが、そのほか政策減税として投資減税や住宅減税も盛り込まれていました。

その住宅減税の内容は、いわゆる「ローン控除」の拡充で、具体的には、平成10年から12年居住分に対する借入金残高1千万円以下の部分の控除率が次のように引き上げられます。

	現行		改正後	
10年中に居住	当初2年間	2%	当初3年間	2%
	残り4年間	1%	残り3年間	1%
11年中に居住	当初2年間	1.5%	当初2年間	2%
	残り4年間	1%	残り4年間	1%
12年中に居住	全控除期間(6年間)	1%	当初2年間	1.5%
			残り4年間	1%
13年中に居住	全控除期間(6年間)	1%	現行と同じ	

結果的には、10年から12年居住分については、6年間の控除限度額の合計が10万円拡大することになります。

